

平成 27 年 12 月 10 日

琴浦町長 山下 一郎 様

琴浦町議会議長 前田 智章 様

琴浦町教育委員会委員長 石前 富久美 様

琴浦町農業委員会会長 福田 昌治 様

琴浦町監査委員 山根 弘和

同 桑本 始

## 定 期 監 査 報 告 書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 27 年度上半期分の定期監査を実施したので、同条第 11 項による監査委員の合議により、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

### 第 1 報告

#### 1 監査の期間

平成 27 年 11 月 17 日(火)・18 日(水)・19 日(木)の 3 日間

#### 2 監査の対象業務

地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査について、財務に関する事務の執行が適正且つ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に適正、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

### 3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画情報課、出納室、税務課、町民生活課、健康対策課、福祉課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設課、上下水道課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の16機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

### 4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

### 5 注意事項

#### ①備品台帳への速やかな記載

備品購入状況調書によると、琴浦町消防団第1分団消防ポンプ自動車購入など9所属で合計38項目、契約金額合計41,469,379円の備品が購入されている。

物品の出納に関しては、琴浦町財務規則第185条第1項で「会計管理者は、物品の出納をしたときは、次の区分による帳簿に記載しなければならない。」と定められ、第1号で「備品については備品台帳」とされている。

備品台帳を確認したところ、今回購入された備品がまだ記載なされていない所属が見受けられた。

会計管理者、各所属長及び物品取扱主任等は、備品購入後、速やかに台帳に記載し、適切な備品の管理を行われたい。

### 6 指導事項

#### ①契約の早期締結による事業効果発現

工事請負等実施調書及び備品購入状況調書によると、琴浦町立小学校屋外遊具修繕工事は平成27年5月29日契約8月21日完成、安田保育園遊具ままごとハウスは9月8日契約9月25日支払など、年度当初から相当期間経過した後に契約がなされ、完成・購入後ようやく供用さ

れているものが見受けられた。

当初予算成立後、速やかに内部での手続を進め、新年度の早い段階での契約締結、供用開始を行い、事業効果の早期発現に努められたい。

## ②琴浦町私債権等管理マニュアルの周知徹底

琴浦町では、町営住宅家賃や水道料金など、いわゆる私債権や非強制徴収公債権について、町全体での債権管理に対する共通認識と徴収事務のノウハウの共有を図るため、平成26年3月に債権管理の具体的内容を記載した「琴浦町私債権等管理マニュアル」が定められている。

私債権等の管理所属によっては、必ずしも管理マニュアルに基づく事務が行われておらず、またマニュアルの所在が十分認識されていないところもあった。

債権ごとの創意工夫はもちろん必要であるが、私債権等の管理の標準的取り扱いを示す本マニュアルについて、再度、周知を徹底し、適切な債権管理運営を図られたい。